

議案第12号

富津市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が施行されたことに伴い、療養給付費等交付金が千葉県に交付されることとなったため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険基金条例（昭和50年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、県支出金及び療養給付費等交付金」を「及び県支出金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。